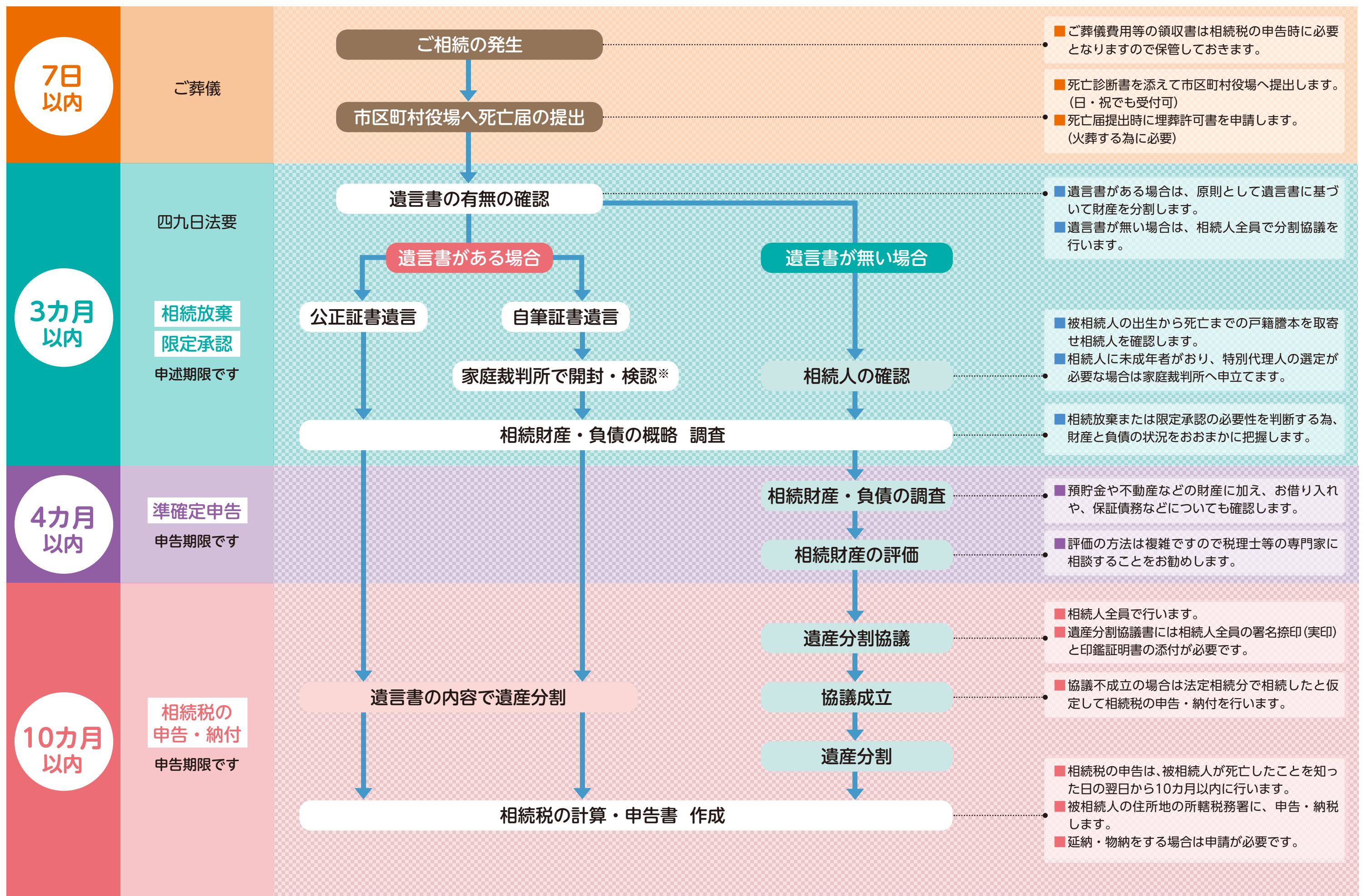


相続の流れ



※法務局における「自筆証書遺言の保管制度」を利用していた場合は、遺言書の検認は不要です。

ご相続の発生後の主な手続き

上記の他に必要となる主な手続きは下記のとおりです。詳細は役所等にお問い合わせください。

事項	照会・届出先等	期限
厚生年金の停止	年金事務所、年金相談センター	10日以内
世帯主変更届の提出	市区町村役場	14日以内
国民健康保険証の返却	市区町村役場	14日以内
健康保険証の返却 (後期高齢者医療被保険)	市区町村役場	14日以内
介護保険被保険者証の返却	市区町村役場	14日以内
国民年金の停止	年金事務所、年金相談センター	14日以内
死亡一時金の請求	市区町村役場、年金事務所、年金相談センター	2年以内
亡くなった人が国民健康保険に加入していた時の葬祭費の請求	市区町村役場	葬祭翌日以降2年以内
亡くなった人が後期高齢者医療制度に加入していた時の葬祭費の請求	市区町村役場	葬祭翌日以降2年以内
亡くなった人が国民健康保険以外の健康保険に加入していた時の葬祭費の請求	勤務先の健康保険組合	葬祭翌日以降2年以内
印鑑登録証の返却	市区町村役場	速やかに
高額療養費の請求	国保：市区町村役場 後期高齢者医療制度：同上 国保以外：健保組合等	速やかに
健康保険証の返却 (国民健康保険以外)	勤務先の事業主	速やかに
未支給年金の請求	年金事務所、年金相談センター	5年以内
遺族年金の請求 (基礎年金)	市区町村役場 年金事務所、年金相談センター (死亡日が国民年金第3号被保険者期間中の場合)	5年以内
遺族年金の請求 (厚生年金)	年金事務所、年金相談センター	5年以内
寡婦年金の請求	市区町村役場、年金事務所、年金相談センター	5年以内
公共料金の引落口座の変更	契約者の変更：各事業者 口座の変更：金融機関	速やかに

(参考)

財産調査にあたり必要となる主な書類は下記のとおりです。

	資料	照会・確認先等
不動産	土地・建物の登記簿謄本 (全部事項証明書)	法務局
	固定資産評価証明書・名寄帳	市区町村役場
	土地・建物の賃貸借契約書	自宅
	公図・地積測量図	法務局
その他	預貯金の残高証明書 (死亡日現在)	J A・金融機関
	有価証券の残高証明書 (死亡日現在)	証券会社
	出資金の残高証明書 (死亡日現在)	J A・信用金庫等
	共済契約・保険契約権利の評価証明書 (死亡日現在)	J A・保険会社
	借入金の残高証明書 (死亡日現在)	J A・金融機関
	ゴルフ会員権証書	自宅
	死亡日現在の生命共済・保険支払調書	J A・保険会社
	生命共済・保険証券	自宅
	退職金・弔慰金支払調書	勤務先
	住民税・固定資産税納税通知書	自宅
	医療費領収書	自宅
	葬式費用の明細	自宅
	預貯金の通帳	自宅
	贈与契約書・贈与税申告書	自宅
過去の相続税申告書控え	自宅	
相続放棄申述書	家庭裁判所	